

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年8月5日(2021.8.5)

【公開番号】特開2020-18711(P2020-18711A)

【公開日】令和2年2月6日(2020.2.6)

【年通号数】公開・登録公報2020-005

【出願番号】特願2018-146325(P2018-146325)

【国際特許分類】

A 6 1 B 3/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 3/00 B

【手続補正書】

【提出日】令和3年6月25日(2021.6.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

検眼装置を載置する検眼用テーブルであって、

複数の検眼装置を載置するためのスペースを有する第1テーブルと、

前記第1テーブルの下面側に設けられる第2テーブルと、

前記第1テーブルと前記第2テーブルとの間に設けられるトレイであって、前記第1テーブルの下面側且つ前記第2テーブルの上面側に設けられるトレイと、

前記第1テーブルと、前記トレイと、を連結するための第1移動手段であって、前記第1テーブルを前記トレイに対して水平方向に移動可能とする第1移動手段と、

前記第2テーブルと、前記トレイと、を連結するための第2移動手段であって、前記第1移動手段とは異なる移動手段であり、前記トレイを前記第2テーブルに対して水平方向に移動可能とする第2移動手段と、

を備え、

前記第1テーブルが前記第2テーブル上に位置するように、前記第1テーブルと前記トレイとの少なくともいずれかを水平方向に移動させることで、被検者に対して複数の前記検眼装置を使用可能とし、

前記第1テーブルが前記第2テーブル上から退避するように、前記第1テーブルと前記トレイとの少なくともいずれかを水平方向に移動させることで、前記第2テーブルを使用可能とすることを特徴とする検眼用テーブル。

【請求項2】

請求項1に記載の検眼用テーブルにおいて、

前記第1テーブルは、複数の前記検眼装置を固定する固定部を有し、

前記固定部が前記第2テーブル上に配置されるように、前記第1テーブルと前記トレイとの少なくともいずれかを水平方向に移動させることで、被検者に対して複数の前記検眼装置を使用可能とし、

前記固定部の少なくとも一部が前記第2テーブル上から突出するように、前記第1テーブルと前記トレイとの少なくともいずれかを水平方向に移動させることで、前記第2テーブルを使用可能とすることを特徴とする検眼用テーブル。

【請求項3】

請求項2に記載の検眼用テーブルにおいて、

複数の前記検眼装置は、第1検眼装置と、第2検眼装置と、を含み、

前記固定部は、前記第1検眼装置を固定するための第1固定部と、前記第2検眼装置を固定するための第2固定部と、を有し、

前記第2テーブル上から前記第1テーブルの突出が開始される側の前記第1テーブルの側面に対して、前記第1固定部の位置が前記第2固定部の位置よりも長手方向に遠い位置に配置され、

前記第1固定部と、前記第2固定部の少なくとも一部と、が前記第2テーブル上に配置されるように、前記第1テーブルと前記トレイとの少なくともいずれかを水平方向に移動させることで、被検者に対して前記第1検眼装置を使用可能とし、

前記第1固定部の少なくとも一部と、前記第2固定部と、が前記第2テーブル上に配置されるように、前記第1テーブルと前記トレイとの少なくともいずれかを水平方向に移動させることで、被検者に対して前記第2検眼装置を使用可能とし、

前記第1固定部の少なくとも一部が前記第2テーブル上に配置され、前記第2固定部の少なくとも一部が前記第2テーブル上から突出するように、前記第1テーブルと前記トレイとの少なくともいずれかを水平方向に移動させることで、前記第2テーブルを使用可能とすることを特徴とする検眼用テーブル。

#### 【請求項4】

被検者に対して複数の検眼装置を用いて検眼を行う検眼システムであって、

複数の検眼装置と、

複数の前記検眼装置の内、少なくとも第1検眼装置を載置するための第1テーブルと、

複数の前記検眼装置の内、少なくとも第2検眼装置を載置するための第2テーブルと、

前記第1テーブル及び前記第2テーブルの下面側に設けられる第3テーブルと、

前記第1テーブル及び前記第2テーブルを、前記第3テーブルに対して水平方向に移動可能とする移動手段と、

を備え、

前記第1テーブルが前記第3テーブル上の位置であって、前記被検者の前に水平移動されることによって、前記被検者に対して少なくとも前記第1検眼装置を使用可能とし、

前記第2テーブルが前記第3テーブル上の位置であって、前記被検者の前に水平移動されることによって、前記被検者に対して前記第2テーブルに載置された前記第2検眼装置を使用可能とすることを特徴とする検眼システム。

#### 【請求項5】

請求項4の検眼システムにおいて、

前記第1テーブルと、前記第2テーブルと、は、一体的に形成されており、複数の前記検眼装置を載置するためのスペースを有するテーブルであって、

前記テーブルが前記第3テーブル上の位置であって、前記第1検眼装置が前記被検者の前に位置するように、前記テーブルを水平方向に移動させることで、前記被検者に対して前記第1検眼装置を使用可能とし、

前記テーブルが前記第3テーブル上の位置であって、前記第1検眼装置が前記被検者の前に位置するように、前記テーブルを水平方向に移動させることで、前記被検者に対して前記第2検眼装置を使用可能とすることを特徴とする検眼システム。